

家庭用ホームタンクを取り扱う皆さんへ 雪が降る前に配管の確認！うっかり閉め忘れ要注意！！

毎年この時期になると、灯油などの油類が漏れ出し、河川や水路などに流れ出す事故が発生します。その多くは人的ミスによるものです。

事故による油の回収・処理費用は、原因者が責任を持って負担しなければなりません。

油の管理には十分注意し、事故を防ぎましょう。

- ホームタンクなどから灯油を小分けするときは、絶対にその場を離れないようにしましょう。
- 屋根からの落雪や除雪作業による配管の破損等に注意しましょう
- 配管やホームタンクの点検を行い、老朽化しているものは整備・交換しましょう。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課
環境安全班 ☎0187(84)4903

耕作放棄地への支援を行います

町では、国・県と連携して耕作放棄地の解消に向けた各種支援を行っています。

耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金の概要

①耕作放棄地の障害物除去や深耕等に対する支援

耕作放棄地の復旧について経費が必要と考えられる場合に交付されます。

- ・ 工事費の概算が610万円/10aの場合
3万円/10aを交付
- ・ 工事費の概算が10万円/10a以上の場合
5万円/10aを交付

②土壌改良等に対する支援

2.5万円/10a(営農開始までの間で最大2年間)

③営農定着活動

(水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く)資機材等の初期投資、導入作物の適正確認等に対する支援を行います。

2.5万円/10a(営農開始以降の最大1年間)

問い合わせ 美郷町地域担い手育成総合支援協議会
(仙南庁舎農政課内) ☎0187(84)4908

固定資産税のお知らせ

家屋を新増築された方へ

家屋を新築、または増築されますと、新たに固定資産税が課税されることとなります。(10m²以下の新築、または増築も対象です。)

課税の対象となる家屋については、随時家屋調査を行っていますので税務課までご連絡ください。調査の際には建物の図面を確認し、家屋内を拝見させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

家屋を取り壊した方へ

家屋の一部または全部を取り壊した方は、「家屋異動届」の提出が必要です。(用紙は税務課または六郷・仙南庁舎総合サービス課に備えてあります。)

取り壊された家屋分は、届出した翌年から課税されませんが、居宅を取り壊した場合、住宅用地に対する課税標準額の特例等が該当しなくなり、土地の税額が上がる場合もあります。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)税務課 課税班
☎0187(84)4902(内線2104、2106)

【新築住宅に対する減額措置】

平成22年3月31日までに新築し、次の要件を満たす住宅については、新築後3年間、家屋の固定資産税が減額されます(3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間)。

- 減額の対象となる要件
 - ①居住用の家屋又は、店舗などと併用して居宅部分のある家屋であること。
 - ②居住部分の床面積が全体の1/2以上であること。
 - ③居住部分の床面積が50m²(アパートなどは1世帯当たり40m²)以上280m²以下であること。

●減額される範囲(居住部分のみ)

居住部分の床面積	減額の割合
居住部分の床面積が120m ² までの場合	税額が1/2に減額
居住部分の床面積が120m ² を超える場合	120m ² に相当する分の税額が1/2に減額

11月は児童虐待防止推進月間です

平成21年度標語 『守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ』

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が
出産や子育てに悩んだときは、迷わずご相談ください。

●美郷町役場千畑庁舎福祉保健課
☎0187(84)4907(内線2165・2173)

●南福祉事務所 家庭相談室
☎0182(32)3294

●南児童相談所
☎0182(32)0500

夜間・休日の緊急相談窓口

●美郷町役場
☎0187(84)1111

●中央児童相談所
☎018(862)7311

24時間対応

●児童相談所全国共通ダイヤル
☎0570(064)000



オレンジリボンに

願いを込めて・・・

- まずは身近な自分の子育てを振り返って
みてほしい。
- もし、子育てに悩んでいる人がいたら、
ひとりで抱え込まずに相談してほしい。
- もし、虐待で苦しんでいる子どもたちが
いたら、がまんしないで打ち明けてほし
い。
- 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知っ
たときは、躊躇なく通報してほしい。
- 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた
支援の輪に加わってほしい。(寄付で
も、ボランティアでも)
- もし可能なら、虐待を受けた子どもたち
のための親代わり(里親)になってみてほ
しい。

※オレンジリボンとは、子どもを虐待から守る
メッセージリボンのことです。

11月はDV防止推進月間です

配偶者からの暴力(DV)に悩んでいる方は、
一人で悩まず、ご相談ください。

DV相談窓口

●美郷町役場千畑庁舎福祉保健課 福祉班
☎0187(84)4907

●秋田県南福祉事務所
☎0182(32)3294

●秋田県女性相談所
☎018(835)9052

DV相談ナビダイヤル

全国統一の電話番号を通じて最寄りの相談窓
口を音声案内するサービスです。

ここに電話
●☎0570(0)55210(ここに電話)



「赤十字幼児安全法～子どもの救急手 当について～」研修会を開催します

日 時 ●12月11日(金)午前10時～正午

場 所 ●仙南公民館ホール

内 容 ●講義・実技(子どもの救命手当について)

対 象 者 ●美郷町民(特に、ご家庭に小さいお子さんが
いる方)

受 講 料 ●無料

携 行 品 ●筆記用具を持参してください。

そ の 他 ●

・動きやすい服装で参加してください。

・当日バスも運行しますので、利用される場合は
その旨ご連絡ください。

[9:15千畑庁舎⇒9:20ふれあいセンター⇒

9:30六郷保健センター⇒9:35六郷庁舎⇒

9:45仙南公民館]

申込方法 ●役場福祉保健課福祉班まで、電話でお申込
ください。

申込期限 ●11月30日(月)

主 催 ●日本赤十字社秋田県支部、日本赤十字社美
郷町分区

申込み
問合せ 役場(千畑庁舎)福祉保健課
福祉班 ☎0187(84)4907